

瀬戸市告示第124号



瀬戸市議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月19日

瀬戸市長 川本雅之

- 1 日 時 令和6年11月29日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

## 議 案 一 覧 表

第 7 7 号議案	パルティセと市民交流センターに係る指定管 理者の指定について……………	1
第 7 8 号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関 係条例の整理に関する条例の制定について……………	2
第 7 9 号議案	瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正について……………	1 2
第 8 0 号議案	瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改 正について……………	1 5
第 8 1 号議案	瀬戸市指定ごみ袋の買入れについて……………	1 9
第 8 2 号議案	八幡小学校校舎長寿命化改良・増築（機械設 備）工事請負変更契約の締結について……………	2 1
第 8 3 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……………	2 2
第 8 4 号議案	品野町 3 丁目外地内排水路整備工事（推進） 請負契約の変更について……………	2 5
第 8 5 号議案	パルティセと駐車場に係る指定管理者の指定 について……………	2 6
第 8 6 号議案	市道路線の認定について……………	2 7
第 8 7 号議案	瀬戸市下水道条例の一部改正について……………	3 8
第 8 8 号議案	瀬戸市水道法施行条例の一部改正について……………	4 0
第 8 9 号議案	令和 6 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 7 号） ……	別冊
第 9 0 号議案	令和 6 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 3 号） ……	別冊
第 9 1 号議案	令和 6 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第 2 号） ……	別冊

第 9 2 号議案	令和 6 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
承認第 2 号	専決処分の承認について 令和 6 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 6 号）…	別冊
諮問第 4 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
諮問第 5 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
諮問第 6 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
報告第 1 4 号	専決処分の報告について……………	別紙

6年市長提出第77号議案

パーティセと市民交流センターに係る指定管理者の指定について  
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和6年11月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 施設の名称

パーティセと市民交流センター

2 指定管理者となる団体

瀬戸市栄町45番地パーティセと5階内

瀬戸まちづくり株式会社

代表取締役 鈴木政成

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、パーティセと市民交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

6年市長提出第78号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
を次のように定めるものとする。

令和6年11月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(瀬戸市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 瀬戸市附属機関設置条例(平成25年瀬戸市条例第17号)の一  
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公開・ 個人情報保護審査会の委員の秘密保持に係る罰 則) 第6条 瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公 開・個人情報保護審査会の委員で前条の規定に 違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁 刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公開・ 個人情報保護審査会の委員の秘密保持に係る罰 則) 第6条 瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公 開・個人情報保護審査会の委員で前条の規定に 違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役 又は50万円以下の罰金</u> に処する。

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) 基準日前<u>1月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) 基準日前<u>1箇月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。<u>第5項</u>において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。<u>第5号</u>において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p>
<p>2から4まで &lt;省略&gt;</p>	<p>2から4まで &lt;省略&gt;</p>
<p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速</p>	<p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速</p>

<p>やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) &lt;省略&gt;</p> <p>6から8まで &lt;省略&gt;</p>	<p>やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) &lt;省略&gt;</p> <p>6から8まで &lt;省略&gt;</p>
---	--

(瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の一部改正)

第3条 瀬戸市職員の退職年金等に関する条例（昭和30年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職年金の受給権の喪失)</p> <p>第18条 退職年金の受給権者が<u>次</u>の各号の一に該当するときは、以後退職年金を受ける権利を失う。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) 3年を超える<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき</p> <p>(4) 在職中の犯罪（過失犯を除く。）により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき</p> <p>(退職年金の停止)</p> <p>第19条 退職年金を受ける者が、<u>次</u>の各号の一に該当するときは、その期間中支給を停止する。</p>	<p>(退職年金の受給権の喪失)</p> <p>第18条 退職年金の受給権者が<u>つぎ</u>の各号の一に該当するときは、以後退職年金を受ける権利を失う。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) 3年を超える<u>懲役又は禁錮</u>以上の刑に処せられたとき</p> <p>(4) 在職中の犯罪（過失犯を除く。）により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき</p> <p>(退職年金の停止)</p> <p>第19条 退職年金を受ける者が、<u>つぎ</u>の各号の一に該当するときは、その期間中支給を停止する。</p>

<p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 3年以下の<u>拘禁刑</u>の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。<u>ただし</u>、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、停止しない。その言渡を取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(退職一時金)</p>	<p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 3年以下の<u>懲役又は禁こ</u>の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。<u>但し</u>、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、停止しない。その言渡を取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(退職一時金)</p>
<p>第21条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 退職一時金は、懲戒処分により解職されたとき又は在職中<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、支給しない。</p> <p>(遺族年金の停止)</p>	<p>第21条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 退職一時金は、懲戒処分により解職されたとき又は在職中<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたときは、支給しない。</p> <p>(遺族年金の停止)</p>
<p>第26条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項の規定は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前の者に遺族年金を給すべき事由が生じた場合について準用する。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>(給付の制限)</p>	<p>第26条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項の規定は、<u>禁こ</u>以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前の者に遺族年金を給すべき事由が生じた場合について準用する。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>(給付の制限)</p>
<p>第42条 この条例に基づく給付を受けるべき者が、故意に給付事由を発生させたときは、当該給付事由にかかる給付は、その全部又は一部を支給しないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときもまた同じとする。</p>	<p>第42条 この条例に基づく給付を受けるべき者が、故意に給付事由を発生させたときは、当該給付事由にかかる給付は、その全部又は一部を支給しないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたときもまた同じとする。</p>

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>2から4まで &lt;省略&gt;</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>2から4まで &lt;省略&gt;</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第</p>

<p>第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>6から10まで &lt;省略&gt;</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第17条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。）</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) &lt;省略&gt;</p> <p>2から6まで &lt;省略&gt;</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第18条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、</p>	<p>1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>6から10まで &lt;省略&gt;</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第17条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。）</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) &lt;省略&gt;</p> <p>2から6まで &lt;省略&gt;</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第18条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、</p>
--	---

当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) <省略>

2から6まで <省略>

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第20条 <省略>

2及び3 <省略>

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) <省略>

2から6まで <省略>

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第20条 <省略>

2及び3 <省略>

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5から8まで <省略>	5から8まで <省略>
-------------	-------------

(瀬戸市消防団条例の一部改正)

第5条 瀬戸市消防団条例（昭和42年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項)	(欠格条項)
第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。	第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。
(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者	(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
(2) <省略>	(2) <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第13条に規定する

禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法及び整理等法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、

第4条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第20条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（理 由）

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、瀬戸市附属機関設置条例、瀬戸市職員の給与に関する条例、瀬戸市職員の退職年金等に関する条例、瀬戸市職員の退職手当に関する条例及び瀬戸市消防団条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6 年市長提出第 7 9 号議案

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 <省略>	附 則 (施行期日) 1 <省略> <u>(給料表改定の効力発生時期の特例)</u> 2 第 4 条（第 2 0 条第 4 項の規定により適用する場合を含む。）の規定により給与条例第 4 条第 1 項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 5 条第 1 項の規定を準用する場合において、給与条例第 4 条第 1 項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 5 条第 1 項に規定する給料表の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の給料及び報酬についての当該改定の効力は、当該改定に係る各条例の規定にかかわらず、当該各条例の施行の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該各条例の施行の日

<p>(瀬戸市旅費条例の一部改正)</p> <p><u>2</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p> <p><u>3</u> &lt;省略&gt;</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>(13) 守衛職</td> <td>1級</td> <td>守衛の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>(17) 母子・父子 自立支援員職</td> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>(18) 介護認定調 査員職</td> <td>1級</td> <td>介護認定調査員の 職務</td> </tr> </tbody> </table>	職種	職務の級	基準となる職務	<省略>			(13) 守衛職	1級	守衛の職務	<省略>			(17) 母子・父子 自立支援員職	<省略>	<省略>	(18) 介護認定調 査員職	1級	介護認定調査員の 職務	<p>が4月1日であるときは、その日) から生ずる ものとする。</p> <p>(瀬戸市旅費条例の一部改正)</p> <p><u>3</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p> <p><u>4</u> &lt;省略&gt;</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>(13) 警備員職</td> <td>1級</td> <td>警備員の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>(17) 母子・父子 自立支援員職</td> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	職種	職務の級	基準となる職務	<省略>			(13) 警備員職	1級	警備員の職務	<省略>			(17) 母子・父子 自立支援員職	<省略>	<省略>
職種	職務の級	基準となる職務																																
<省略>																																		
(13) 守衛職	1級	守衛の職務																																
<省略>																																		
(17) 母子・父子 自立支援員職	<省略>	<省略>																																
(18) 介護認定調 査員職	1級	介護認定調査員の 職務																																
職種	職務の級	基準となる職務																																
<省略>																																		
(13) 警備員職	1級	警備員の職務																																
<省略>																																		
(17) 母子・父子 自立支援員職	<省略>	<省略>																																

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年1月16日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則の規定は、令和6年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市職員の給与に関する条例等の改正により、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いと同様に、当該年度の4月1日に遡って適用するに当たり、瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第80号議案

瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年11月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失業者の退職手当) 第13条 <省略> 2から10まで <省略> 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)から(3)まで <省略> (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)及び(6) <省略> 12及び13 <省略>	(失業者の退職手当) 第13条 <省略> 2から10まで <省略> 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)から(3)まで <省略> (4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)及び(6) <省略> 12及び13 <省略>

<p>1 4 第 1 1 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第 1 項、第 3 項又は第 1 1 項の規定の適用については、<u>雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p>	<p>1 4 第 1 1 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第 1 項、第 3 項又は第 1 1 項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p>
<p>1 5 から 1 7 まで &lt;省略&gt;</p> <p>附 則</p> <p>1 から 8 まで &lt;省略&gt;</p>	<p>1 5 から 1 7 まで &lt;省略&gt;</p> <p>附 則</p> <p>1 から 8 まで &lt;省略&gt;</p>
<p>9 <u>令和 9 年 3 月 3 1 日以前に退職した職員に対する第 1 3 条第 1 0 項の規定の適用については、同項中「第 2 8 条まで」とあるのは「第 2 8 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ</u>  <u>雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは、「イ</u>  <u>雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者</u></p>	<p>9 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日以前に退職した職員に対する第 1 3 条第 1 0 項の規定の適用については、同項中「第 2 8 条まで」とあるのは「第 2 8 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ</u>  <u>雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは、「イ</u>  <u>雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者</u></p>

<p>に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p> <p>10から17まで &lt;省略&gt;</p>	<p>に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」「ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p> <p>10から17まで &lt;省略&gt;</p>
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した瀬戸市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年

法律第 26 号) の施行に伴い、瀬戸市職員の退職手当に関する条例中必要の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第81号議案

瀬戸市指定ごみ袋の買入れについて

本市は、次の内容により瀬戸市指定ごみ袋を買い入れるものとする。

令和6年11月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 買入物件      | 瀬戸市指定ごみ袋  |
| 2 | 形状、種類及び枚数 | 低密度ポリエチレン製ごみ袋（手提げ型マチ有り（ベロ付））10枚1セット<br>燃えるごみ<br>45リットル 3,750,000枚<br>30リットル 800,000枚<br>20リットル 25,000枚<br>燃えないごみ<br>40リットル 100,000枚<br>20リットル 12,500枚 |
| 3 | 契約方法      | 一般競争入札  |
| 4 | 買入価額      | 36,201,000円   |
| 5 | 買入先       | 犬山市大字羽黒字向浦39番地21<br>株式会社ユイテック名古屋営業所<br>所長 瀧川浩二  |

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市指定ごみ袋の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要がある

からである。

## 6年市長提出第82号議案

八幡小学校校舎長寿命化改良・増築（機械設備）工事請負変更契約  
の締結について

令和6年5月27日に締結した八幡小学校校舎長寿命化改良・増築（機械設備）工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和6年11月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

### 1 当初契約

- (1) 契約金額 金135,300,000円
- (2) 工事場所 瀬戸市八幡台3丁目1番地
- (3) 工期 令和6年5月28日から令和8年2月3日まで
- (4) 契約の相手方 瀬戸市共栄通2丁目83番地の1  
東海設備工業株式会社  
代表取締役 浅野太一

### 2 変更内容

契約金額

変更前 金135,300,000円

変更後 金160,617,600円

（理由）

この案を提出するのは、八幡小学校校舎長寿命化改良・増築（機械設備）工事の変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

6年市長提出第83号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年11月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料（同法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請のあったものに限る。）又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料（同法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了	<省略>	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料（同法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請のあったものに限る。）又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料（同法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了	<省略>

通知のあったものに限る。)		通知のあったものに限る。)	
建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料	<省略>	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料	<省略>
建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料又は同法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了通知に係る手数料	<省略>	建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料又は同法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了通知に係る手数料	<省略>
<省略>		<省略>	
建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料	<省略>	建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料	<省略>
<省略>		<省略>	
備考 <省略>		備考 <省略>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第84号議案

品野町3丁目外地内排水路整備工事（推進）請負契約の変更について

令和6年6月28日議会の議決を経て締結した品野町3丁目外地内排水路整備工事（推進）請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和6年11月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

契約金額

変更前 222,640,000円

変更後 234,329,700円

（理由）

この案を提出するのは、品野町3丁目外地内排水路整備工事（推進）請負契約の金額の変更に伴い、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

6年市長提出第85号議案

パーティセと駐車場に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和6年11月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 施設の名称

パーティセと駐車場

2 指定管理者となる団体

瀬戸市栄町45番地パーティセと5階内

瀬戸まちづくり株式会社

代表取締役 鈴木政成

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、パーティセと駐車場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

6年市長提出第86号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

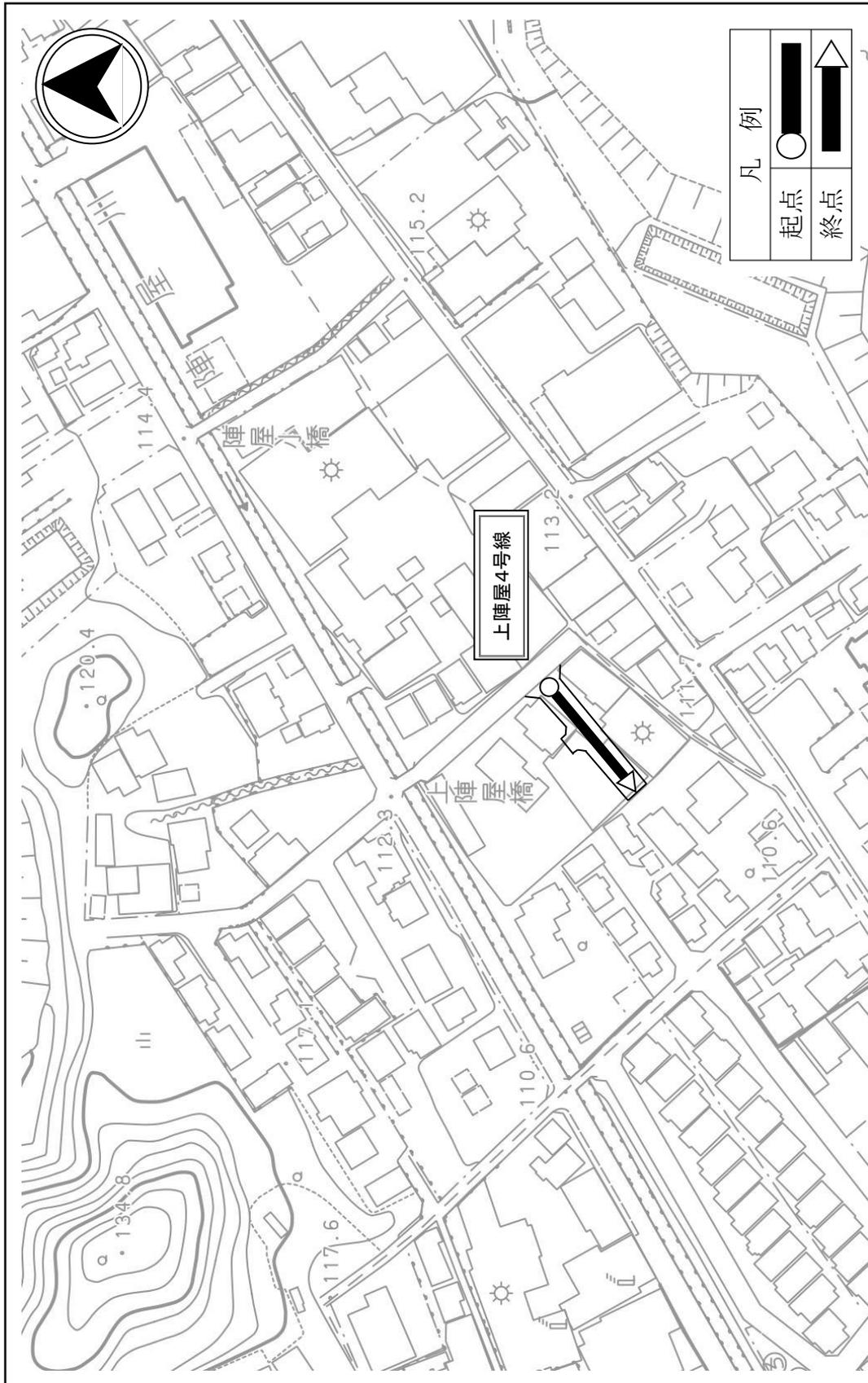
令和6年11月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

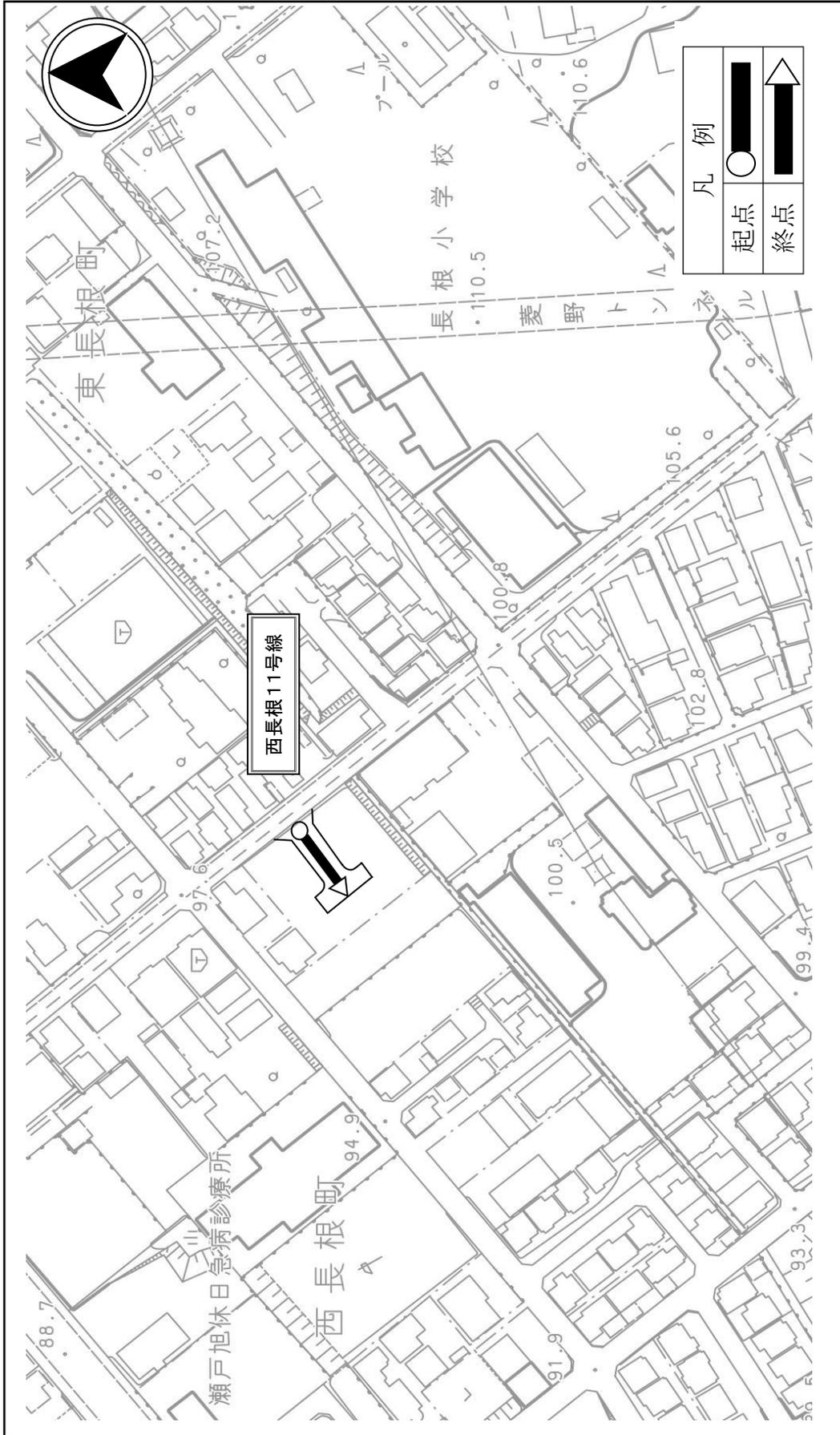
路線番号	路線名	起 点
		終 点
01071	上陣屋4号線	上陣屋町5番1地先
		上陣屋町5番7地先
07135	西長根11号線	西長根町23番7地先
		西長根町23番5地先
09177	小金7号線	小金町100番1地先
		小金町101番8地先
11250	品野55号線	品野町7丁目262番10地先
		品野町7丁目263番6地先
11251	中品野4号線	中品野町314番地先
		中品野町320番3地先
12578	幡山10号線	幡山町105番10地先
		幡山町105番5地先
12579	若宮15号線	若宮町3丁目141番11地先
		若宮町3丁目141番5地先

1 2 5 8 0	若宮 1 6 号線	若宮町 3 丁目 1 9 番 1 地先
		若宮町 3 丁目 2 1 番 1 地先
1 2 5 8 1	坂上 1 6 号線	坂上町 1 7 5 番 4 地先
		坂上町 1 7 5 番 2 3 地先

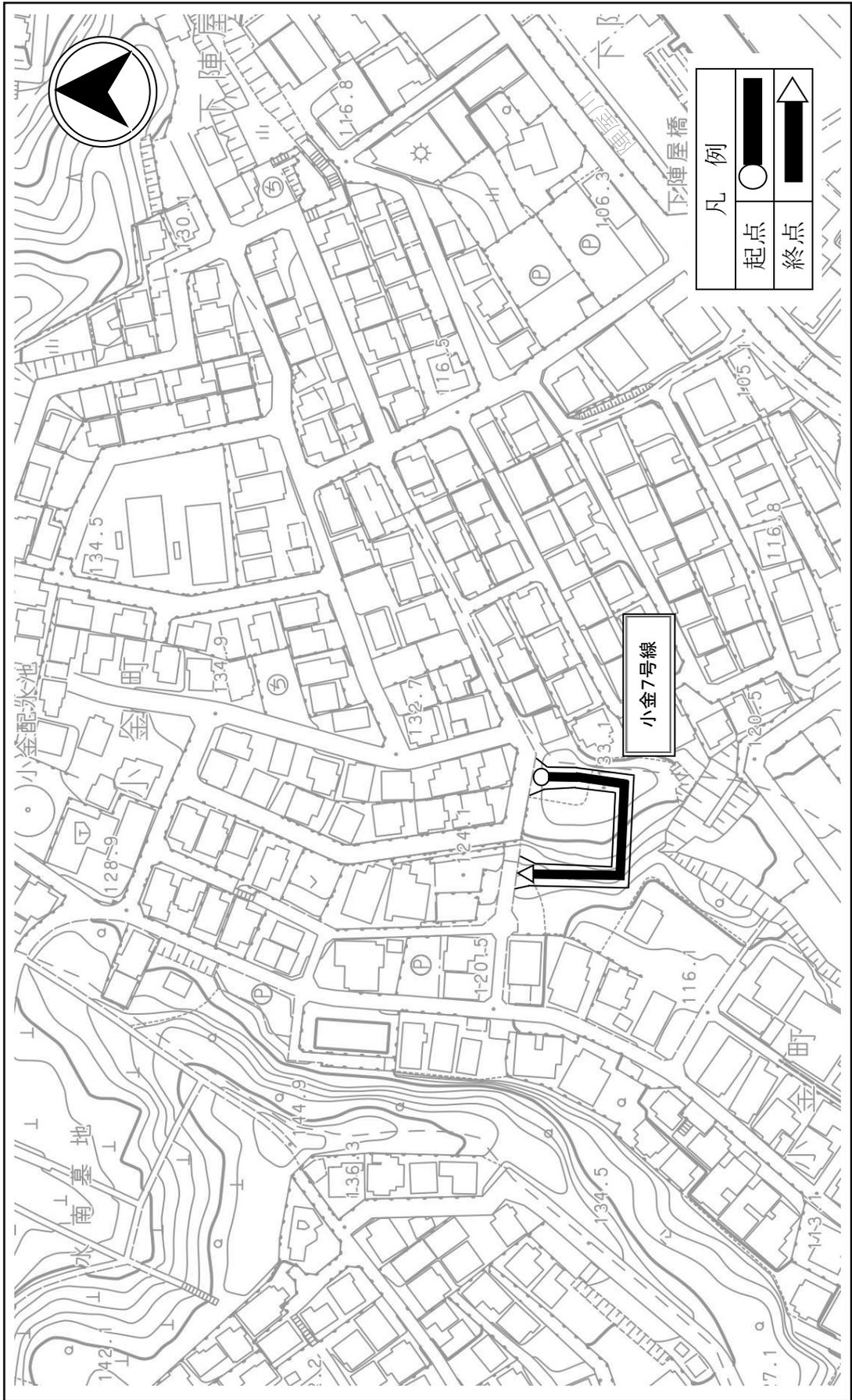
認定路線図



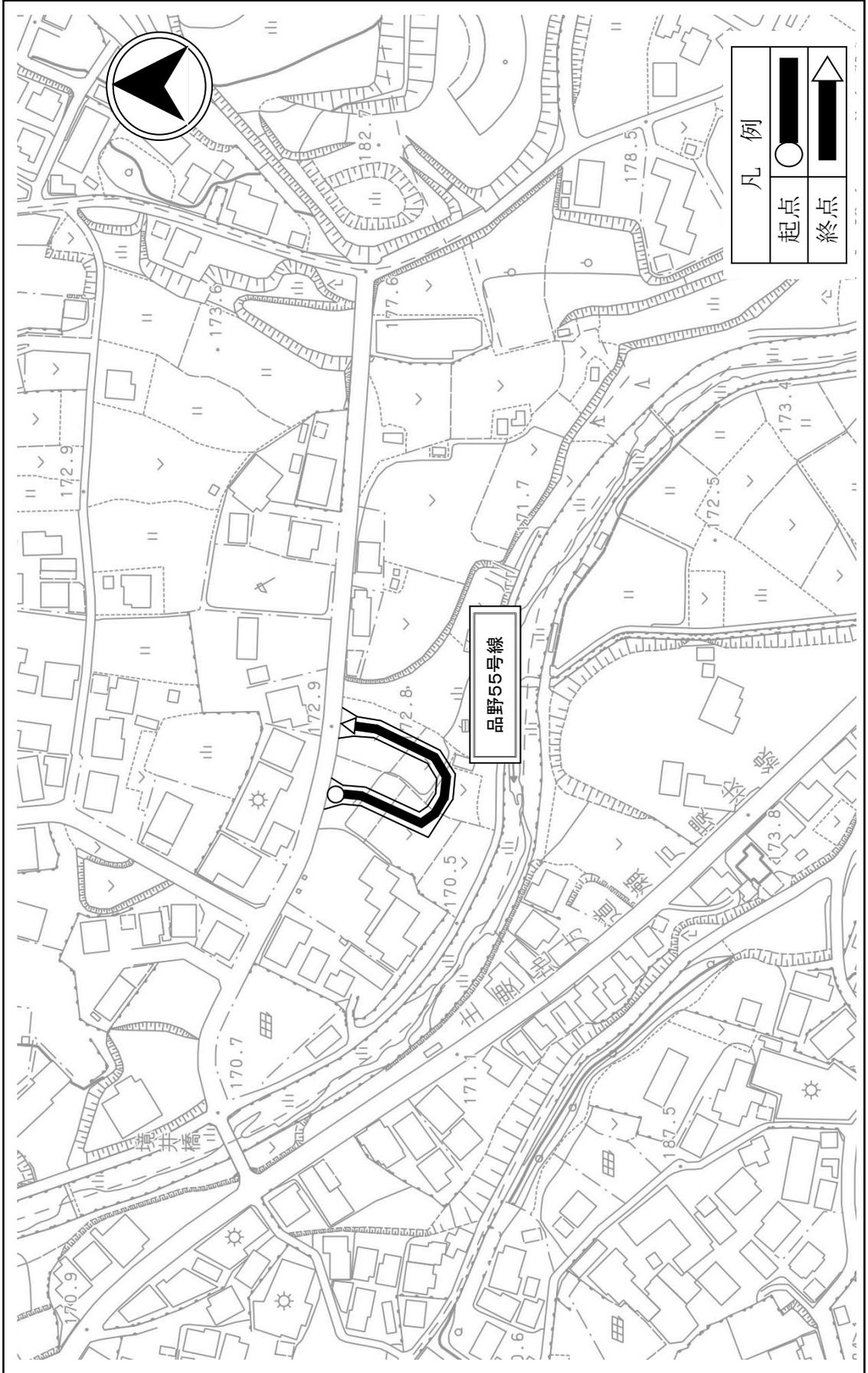
認定路線図



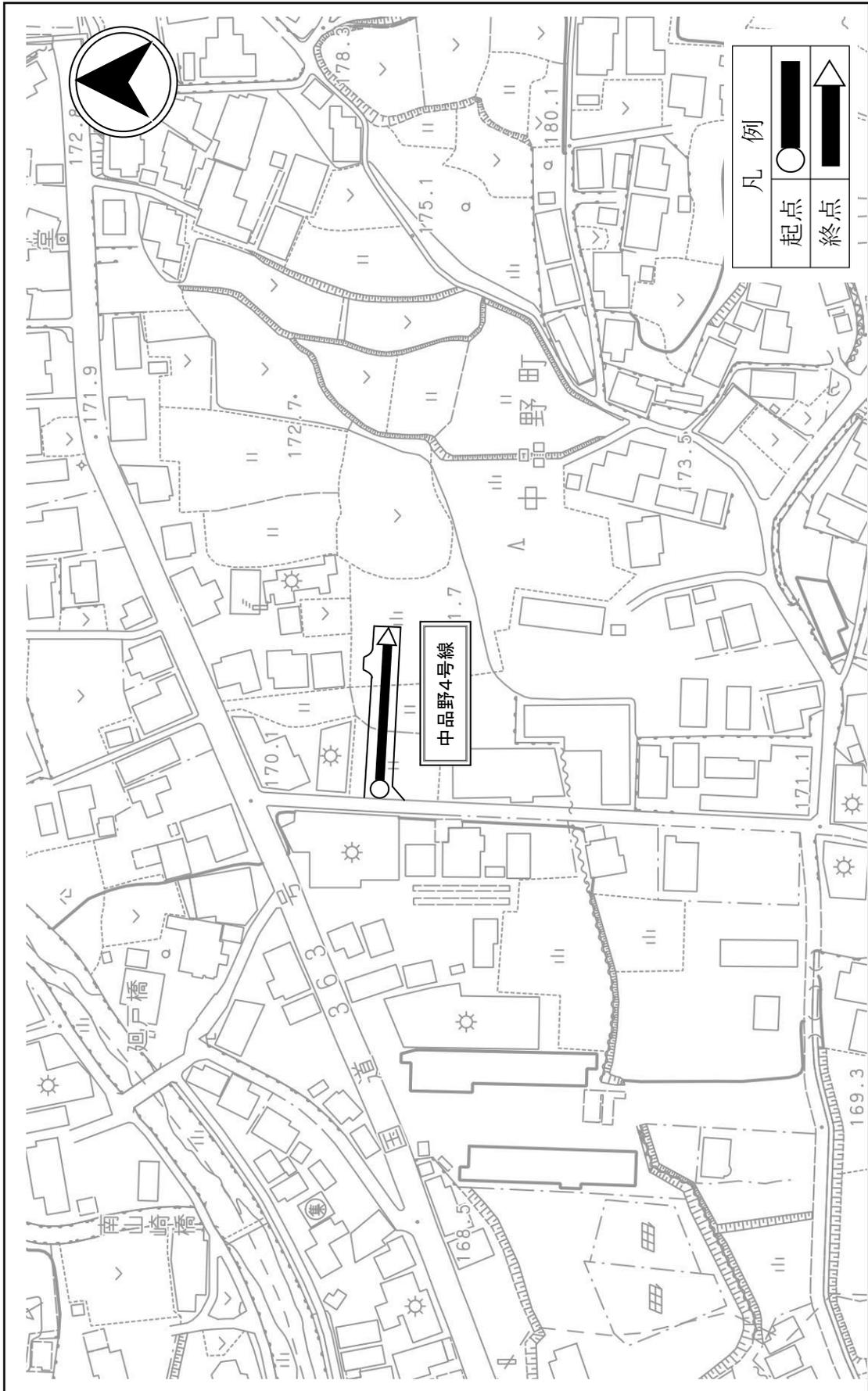
認定路線図



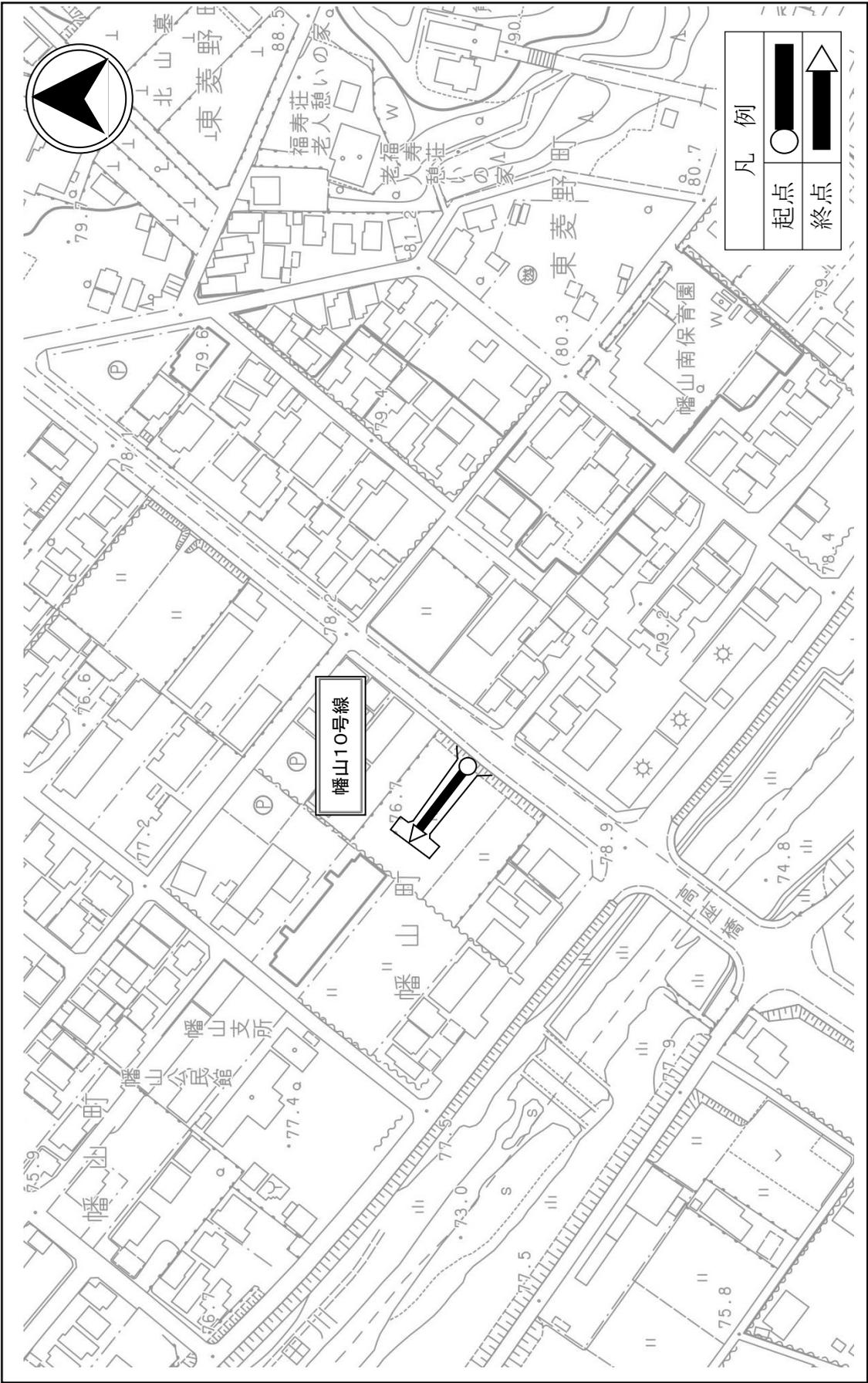
認定路線図



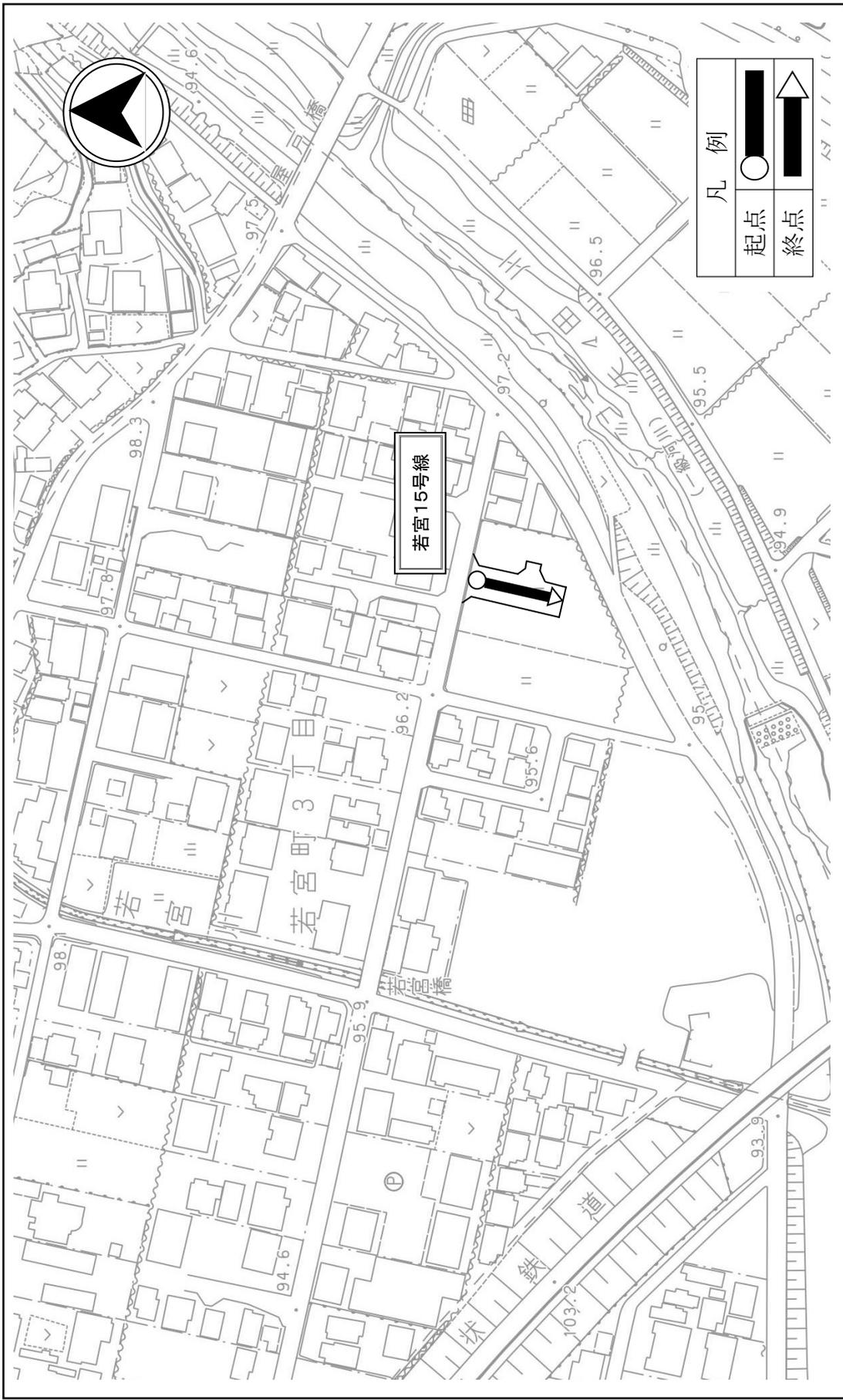
認定路線図



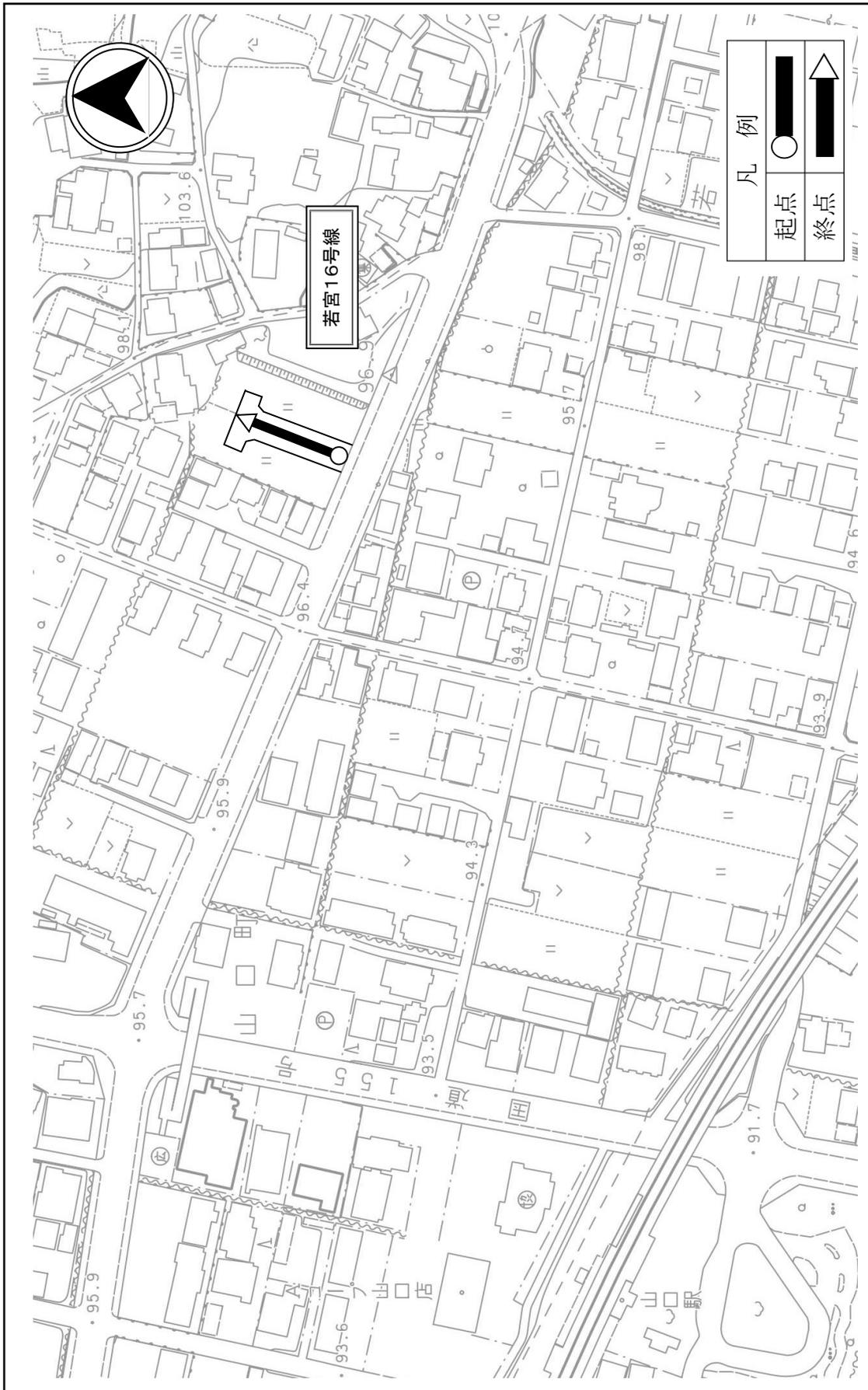
認定路線図



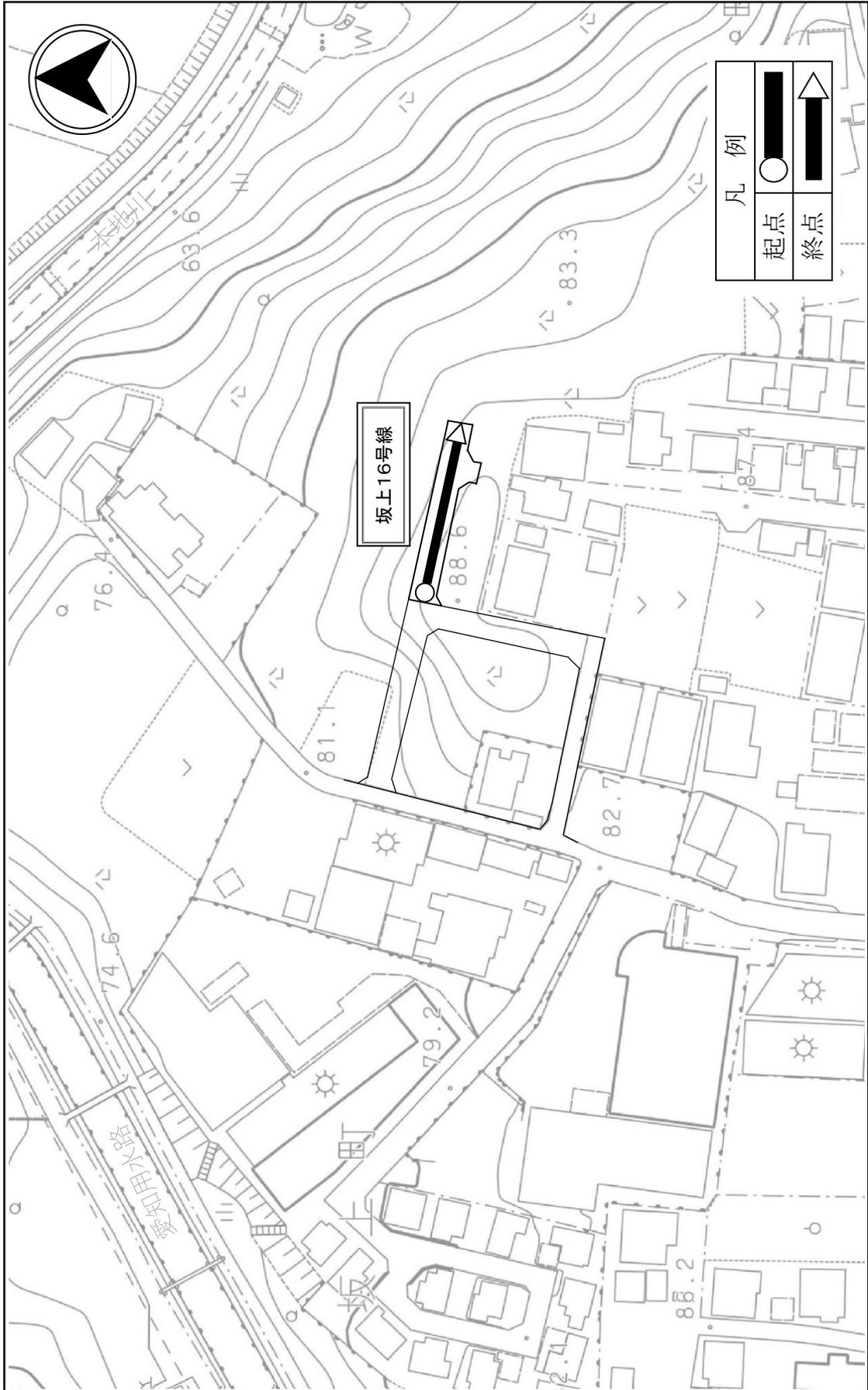
認定路線図



認定路線図



認定路線図



6年市長提出第87号議案

瀬戸市下水道条例の一部改正について

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年11月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定工事店の指定) 第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 <u>(1) 責任技術者を選任していること。ただし、同一事業者の愛知県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> (2)から(4)まで <省略> 2 <省略>	(指定工事店の指定) 第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 (1) 責任技術者が1名以上専属していること。 (2)から(4)まで <省略> 2 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の瀬戸市下水道条例に基づいて提出された責任技術者名簿及び専属責任技術者名簿に記載のある責任技術者は、

改正後の瀬戸市下水道条例第6条の2第1項第1号に基づき選任している責任技術者とみなす。

(理 由)

この案を提出するのは、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランで示された、技術者等の常駐・専任規制の見直しを図るため、責任技術者の専属を義務付ける規定を見直すに当たり、瀬戸市下水道条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第88号議案

瀬戸市水道法施行条例の一部改正について

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年11月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道法施行条例（平成24年瀬戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験<sup>を有する者</sup>（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) <省略>

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者に必要な資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) <省略>

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) <省略>

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) <省略>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）及び水道法施行規則（昭和 3 2 年厚生省令第 4 5 号）の一部改正に伴い、瀬戸市水道法施行条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。